

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：運転免許課
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部交通部運転免許課試験係 0776-51-2820（内線354）
備 考：